

やってみよう!

平成21～24年度

# 「訪問看護支援事業」

— 平成21年度取り組み事例より —



● 本事業を応援しています ●



社団法人 全国訪問看護事業協会

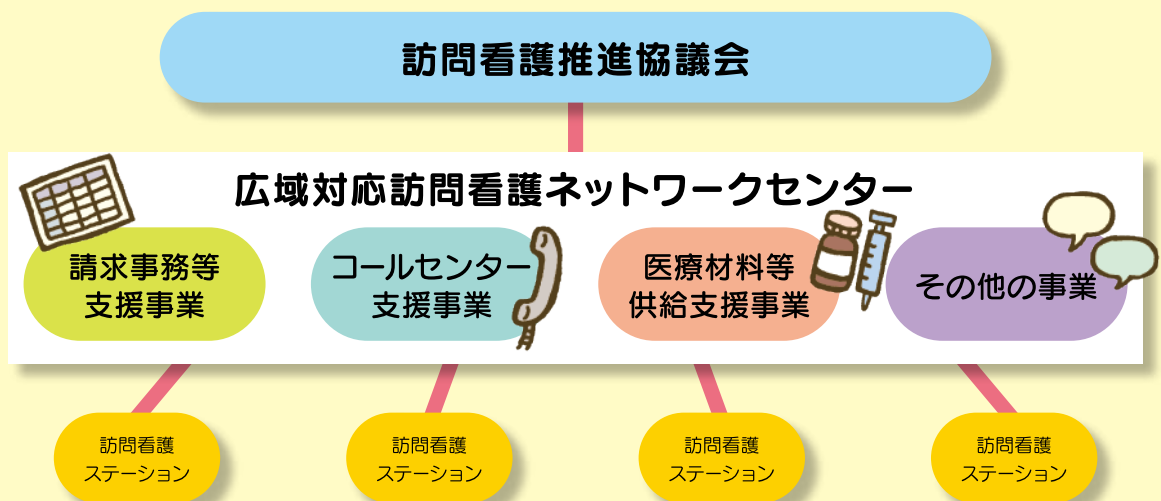
TEL.03-3351-5898 FAX.03-3351-5938

〒160-0022 東京都新宿区新宿1-3-12 壺丁目参番館302

平成21年度はこのような事業が取り組まれました  
**訪問看護支援事業の都道府県別実施状況**

		北海道	茨城県	千葉県	静岡県	三重県	滋賀県	兵庫県	島根県	香川県	福岡県	鹿児島県
請求事務等支援事業				●		●		●		●		
コールセンター支援事業			●	●	●	●	●				●	●
医療材料等供給支援事業						●	●	●				●
その他の事業	看護記録様式の 共同利用支援		●	●						●		
	マニュアル等の 共同作成支援		●				●		●	●		●
	パンフレット等の 作成・PR支援	●	●	●	●	●	●			●		●
	その他	●		●					●	●		

都道府県で実施体制をつくり支援事業に取り組んでいます



※各広域対応訪問看護ネットワークセンターは、取り組んでいる事業の機能に応じてセンターの名称をつけています。

# 請求事務等支援事業

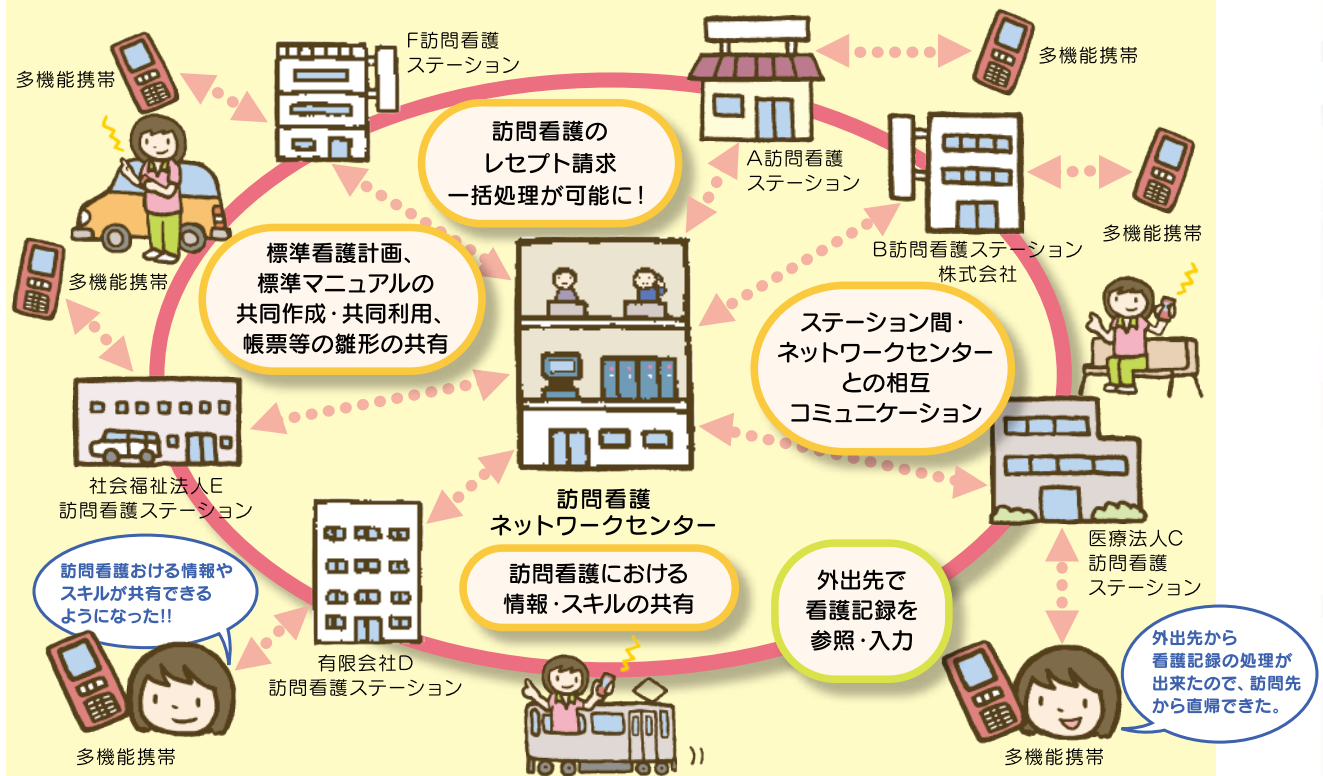
請求業務・事務作業を効率的に行うため、訪問看護事業所より送付された記録等を基にレセプト作成、利用者への料金請求等のシステムの整備に関する事業を行います。

## これまでの課題

- 事務職員がいないため管理者の負担が大きい。
- 記録等をもとにシステムに入力するのが二度手間であり、転記ミスが発生する。
- 記録物が多く、負担が大きい。



## 請求業務を含めた訪問看護支援システムの導入例



## 事業の効果

- 請求業務に要する時間が約半分に短縮された。
- レセプトの返戻が少なくなった。
- 記録の転記作業がなくなり、記録に要する時間が短縮された。
- 情報をリアルタイムに入力可能になり、事後入力による転記ミスが防止できた。
- 直行直帰が可能になり、フレキシブルな勤務体制が組めるようになった。
- 本来業務に専念できるようになり、訪問件数が増加した。
- スタッフ間の迅速な情報共有が可能になった。



# コールセンター支援事業

電話対応業務の省力化や住民への訪問看護の普及などを目的として、利用者、家族等からの新規の利用等に関する相談等を受ける相談窓口の設置などを行います。

## これまでの課題

### 【医療機関・ケアマネジャー】

- 新規利用者の受け入れが可能な訪問看護ステーションがなかなかみつからない。
- 訪問看護ステーションの連絡先が分からない。

### 【利用者・家族】

- 訪問看護についてどこに相談すればよいのか分からない。

### 【訪問看護ステーション】

- 専門的技術が必要なため受け入れができない利用者へのどのステーションを紹介すればよいかわからない。



## コールセンター支援事業の例



## 事業の効果

### 【医療機関・ケアマネジャー】

- 訪問看護との連携がとりやすくなり、円滑な在宅への退院につながった。

### 【利用者・家族】

- 訪問看護について気軽に相談できるようになった。

### 【訪問看護ステーション】

- 利用者数・訪問件数が増えた。
- 病院看護師からの相談が増え、訪問看護の円滑な導入につながった。



# 医療材料等供給支援事業

医療材料等の安定的な供給を行うため、医療材料等(特定治療材料及び衛生材料を示す)の供給が効果的に行われるよう医療機関や薬局等との供給システムの整備に関する事業を行います。

## これまでの課題

### 【訪問看護ステーション】

- ステーションに材料等を保管できないため速やかな対応ができない。

### 【医療機関】

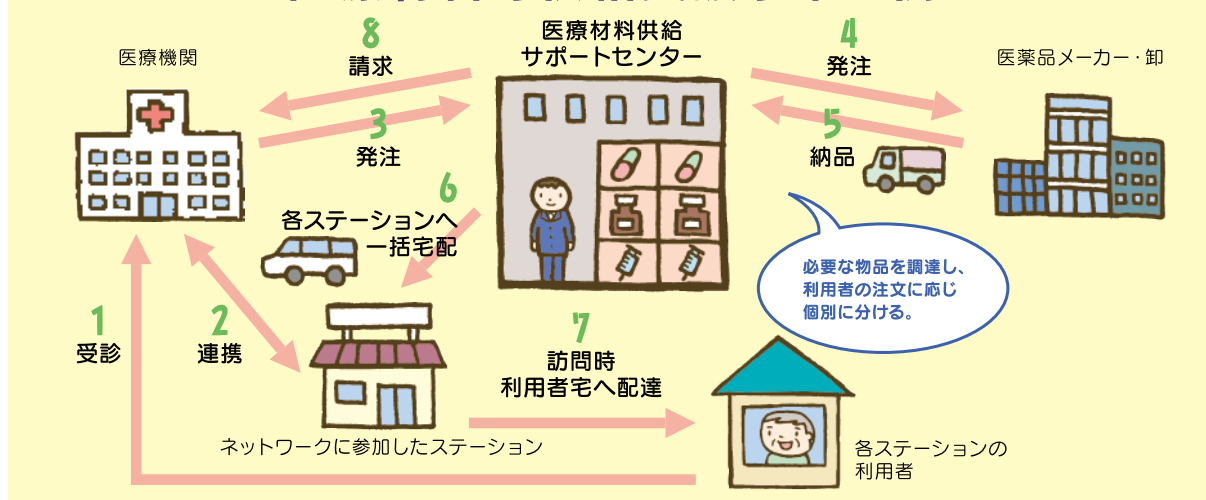
- 個別に購入すると値段が高くなってしまふ。
- まとめて購入すると、材料の使用期限内に使いきれず廃棄されてしまうことがある。

### 【地区薬剤師会】

- 地域との連携や協力の強化が必要である。



## 医療材料等供給支援事業の例



## 事業の効果

### 【訪問看護ステーション】

- 利用者に必要な医療材料を必要な時に使えるようになった。
- 医療機関との連携に要する時間を短縮できた。

### 【医療機関】

- 一括購入することでコスト削減ができた。
- 一括購入することで医療材料の無駄が少なくなった。
- 個人別のデータを基幹センターに集約することで情報管理の手間が省けた。

### 【地区薬剤師会】

- 地域医療へのさらなる貢献につながった。
- 医療機関・訪問看護ステーションとの連携が強化できた。



## その他の事業

### パンフレット作成を共同で実施

- 訪問看護サービスの理解・周知のために、各ステーションが協働してパンフレットを作成した。
- 「訪問看護ってどんなサービス？」から「各ステーションで対応可能なケア」まで、分かりやすく記載した。
- 新規利用者が増加した。
- 利用者のニーズにあわせた事業所の選択が可能となった。



例：参加ステーションの特徴一覧（茨城県）

### マニュアルを共同で作成

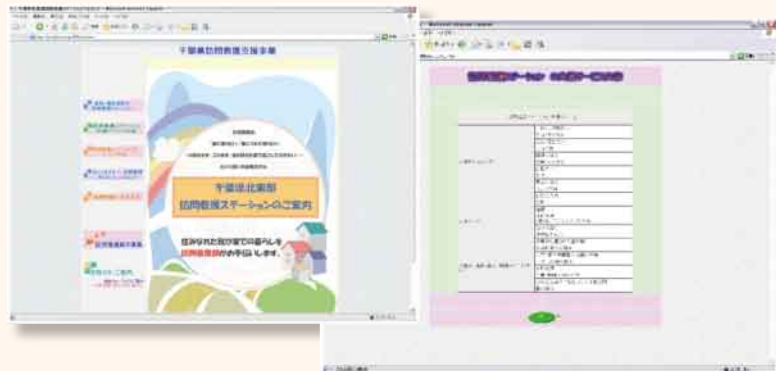
- 「共通したマニュアルがほしい」「マニュアルの内容を改訂するのが大変」といった声に応え、共同でマニュアルを作成した。
- 地域における標準的なマニュアルができたため、災害時や感染症対策などで共通認識が持てるようになった。
- 共同作成なので、改訂作業も分担できて効率的に内容を更新できる。



例：インフルエンザ対策マニュアル（滋賀県）

### ホームページ作成を共同で実施

- 訪問看護のPRのため、サービス内容を分かりやすく解説したホームページを作成した。
- 訪問看護に関する問い合わせが増えた。



例：ホームページ（千葉県）  
(URL: <http://www5.ocn.ne.jp/~houkannt/>)

# 訪問看護支援事業を進めるには

これらの事業は、訪問看護支援事業のうち「広域対応訪問看護ネットワークセンター事業」で行われます。まず、訪問看護推進協議会を設置し、協議会は各地域の実情を踏まえた事業を実施していくことが求められています。

## 訪問看護推進協議会

<構成>

自治体関係者、都道府県等看護協会代表者、都道府県等医師会代表者、訪問看護事業所管理者、学識経験者、介護支援専門員、地区薬剤師会 等

## 広域対応訪問看護ネットワークセンター



医療機関

地区薬剤師会

ケアマネージャー



A訪問看護ステーション (F株式会社)



B訪問看護ステーション (G社会福祉法人)



C訪問看護ステーション (H医療法人)



D訪問看護ステーション (協会)



E訪問看護ステーション (J株式会社)

同一地域内のステーションでも、各ステーションの状況に応じて事業を選択できます。

## では、どのように進めればよいのでしょうか？

### STEP 1

#### ○ 訪問看護事業の課題整理と実施する事業の検討

- ・現状でどんな問題点や課題があるのか、まず洗い出してみましょう。
- ・その課題に対して、どんな事業を実施すればよいかを検討してみましょう。

### STEP 2

#### ○ 広域対応訪問看護ネットワークセンター事業の計画立案

- ・事業に参加する事業所間での合意形成をしましょう。
- ・参加する関連団体などと調整し、事業の実施体制を整えましょう。

### STEP 3

#### ○ 事業の実施

事業内実施体制等について専門家が、都道府県を訪問し支援します。(支援訪問します)

利用者希望に答えられる!

ok!

助かる!

利用者ニーズに応えられる訪問看護サービスの提供が可能となり在宅療養の拡充につながります!



# 訪問看護支援事業実施要綱

## 1 目的

本事業は、高齢化の進展に伴い、要支援者・要介護者の増加により、在宅療養者の増加が見込まれるなか、在宅医療の推進が重要課題となっていることから、訪問看護サービスの安定的な供給を維持し、訪問看護を必要とする者に必要な訪問看護を提供する体制を整備することにより、在宅療養環境の充実を図ることを目的とする。

## 2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県・政令指定都市(以下、「都道府県等」という。)とする。

なお、都道府県等は、事業を適切に実施することができるかと認められる関係団体等に委託することができるものとする。

## 3 事業内容

### (1) 訪問看護推進協議会の設置

#### ア 目的

本事業は、都道府県等が訪問看護推進協議会を設置し、広域対応訪問看護ネットワークセンター事業の企画、調整等を行い訪問看護の安定的な供給に寄与することを目的とする。

#### イ 組織

(ア) 自治体関係者、都道府県等看護協会代表者、都道府県等医師会代表者、訪問看護事業所管理者、学識経験者等により構成すること。

(イ) 既に、訪問看護に関する同様の協議会等が設置されている都道府県等においては、既存の協議会等をもって、本事業における訪問看護推進協議会を兼ねることもできる。

#### ウ 主な検討事項

協議会は、以下の内容について協議、助言、支援等を行うものとする。

- (ア) 当該地域の訪問看護事業の実態の把握、課題の分析
- (イ) 広域対応訪問看護ネットワークセンター事業の計画立案
- (ウ) 広域対応訪問看護ネットワークセンター事業の実施に関すること
- (エ) 広域対応訪問看護ネットワークセンター事業の評価

### (2) 広域対応訪問看護ネットワークセンター事業

#### ア 目的

本事業は、訪問看護事業所の業務を集約化・効率化し、訪問看護の安定供給を図ることを目的とする。

## イ 事業の内容

都道府県等は、以下の(ア)～(エ)の事業のうち1つ以上実施する。

### (ア) 請求事務等支援事業

訪問看護事業所より送付された記録等を基にレセプト作成、利用者への料金請求等のシステムの整備に関する事業

### (イ) コールセンター支援事業

利用者、家族等からの新規の利用等に関する相談等を受ける相談窓口の設置等

### (ウ) 医療材料等供給支援事業

医療材料等(特定治療材料及び衛生材料を示す。)の供給が効果的に行われるよう医療機関や薬局等との供給システムの整備に関する事業

### (エ) その他

上記(ア)～(ウ)と同等程度で訪問看護事業所の業務を集約化・効率化するに当たって必要と認められる事業

## ウ 実施拠点

広域対応訪問看護ネットワークセンターにおける各事業について、都道府県等及び訪問看護推進協議会が適当と認める場所に事業実施の拠点を設置するものとする。

## エ 実施体制

広域対応訪問看護ネットワークセンターを拠点に地域の複数の訪問看護事業所と連携して、イの事業を実施するものとする。

## オ 留意事項

(ア) 事業の実施に当たっては、地域における社会資源の活用に留意すること。

(イ) 広域対応訪問看護ネットワークセンター事業において、職員の知り得た情報が部外者に漏れることがないように、必要な措置を講じるものとする。

(ウ) 特定の法人などにより対象が構成されることなく、当該地域の訪問看護事業所が広く活用できるよう配慮すること。

(エ) 本事業の終了後もネットワークを充実させるため、事業の継続、発展が可能となるよう訪問看護推進協議会等で検討すること。

## 4 事業の報告

都道府県等は、訪問看護推進協議会による事業計画や事業報告を年度ごとに厚生労働省に報告するものとする。

〔訪問看護支援事業の実施について〕(平成21年4月8日老発第0408001号厚生労働省老健局長通知)

- ・訪問看護支援事業に参加したいけどどうすれば良いかわからない・・・
- ・既に参加している他の地域の情報が知りたい・・・
- ・事業内容や実施体制について専門家のアドバイスがほしい・・・



そのような時は・・・



「03-3351-5898 全国訪問看護事業協会」まで、ご連絡ください。  
説明会や事業相談などに、講師や相談員を派遣することもできます。

発行・編集



社団法人 全国訪問看護事業協会

〒160-0022 東京都新宿区新宿1-3-12 壱丁目参番館302

TEL.03-3351-5898 FAX.03-3351-5938

本書の一部または全部を許可なく複写・複製することは著作権・出版権の侵害になりますのでご注意ください。

このパンフレットは、平成21年度老人保健健康増進等事業の助成を受け  
訪問看護ステーションの基盤強化に関する調査研究事業(主任研究者 聖隷クリストファー大学大学院 川村佐和子教授)  
にて作成されたものです。

平成22年3月 第1版